

作付制限区域における作付再開に向けた地域の取組と支援

1 水田再生に向けた計画に即した取組

市町村が策定した水田の再生に向けた地域の計画の下、旧市町村単位を基本として組織した地域水田再生組合（仮称）等が行う以下の取組を推進します。

(1) 農地除染の実施

土壤分析等により各水田を細かく調査した上で、反転耕や深耕など各水田の状況に応じた除染に取り組むとともに、稲等の作付に向けて有機物の施用等を行う土づくりを推進します。

国及び県においては、これらの取組を行うための費用を負担するとともに、除染活動等に従事して頂いた場合には、作業賃金を支払います。

(2) 水田の保全管理

稲以外の作物やクローバー等の地力増進作物、コスモス等の景観形成作物等の作付のほか、水田への水張りを推進することにより、水田の良好な管理を推進します。

国においては、これらの作物の作付に必要となる経費相当額を、水田面積当たり定額で交付します。

(3) 稲の試験栽培

来年以降、新基準値以下の米が生産できるよう、様々な切り口から実証試験を行います。

県や市町村等においては、試験ほ場の管理を農家の皆様方に委託し、国や県等において作業経費等を負担します。また、国及び県が必要な分析等を行います。

23年産で新基準値を超過する放射性セシウムが検出された農家については、1戸当たり1ヶ所ずつ試験ほ場を設ける方向で検討します。その際、水田全面に水を張ることで水田を良好な状態に管理し、稲の作付面積は、試験データを得るために必要最小限の規模とします。

2 確実な賠償

24年産の作付制限に伴う農家の皆様方の損害については、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日付け原子力損害賠償紛争審査会）に基づき、東京電力より賠償されることになりますが、その手続の迅速化等について、国が後押しを行います。